

○不破消防組合管理者等の給与に関する条例

昭和43年5月1日条例第12号

改正

昭和49年4月1日条例第12号

昭和49年10月9日条例第21号

平成19年4月1日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者、副管理者及び会計管理者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(特別職の職員給与)

第2条 管理者、副管理者及び会計管理者の給与は、無給とする。

(消防職員の給与)

第3条 消防職員の給与については、垂井町職員の給与の例による。ただし、西消防署に勤務する職員に対して支給する寒冷地手当については、関ヶ原町職員の給与の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第12号）

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和49年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

